

「作業環境評価基準等の一部を改正する告示案に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見等について（案）

令和 2 年 4 月 2 2 日  
厚生労働省労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課環境改善室

標記について、ホームページ等を通じて御意見を募集したところ、計 6 件の御意見をいただき、うち 1 件は本件に関する御意見、残り 5 件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた本件に関する御意見等の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見等の要旨	件数	御意見に対する考え方
1	<p>今回の法令改正は、レスピラブル粒子に係るマンガンの規制については、溶接ヒュームに関するものだけであり、一般的なマンガ化合物（特に粉体）の取扱いにおけるレスピラブル粒子の規制ではないと解してよろしいか。</p> <p>作業環境測定におけるレスピラブル粒子の選択的捕集と、肺胞中の挙動を正確かつ簡便に管理的・経済的に実施することは非常に負担が重いと考える。</p>	1	<p>今回の改正は、米国産業衛生専門家会議（ACGIH）及び欧州委員会（EC）科学委員会の提案理由書及びそれらに引用されている文献等を踏まえ、マンガ及びその化合物の管理濃度をマンガンとして 0.05mg/m<sup>3</sup>（レスピラブル粒子）とする等のものです。</p> <p>なお、レスピラブル粒子を捕集できる分粒装置付きの試料採取機器は、すでに粉じんに係る作業環境測定で使用されているものと同様です。</p>